

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成23年2月17日(木)

開会 9時30分

閉会 11時05分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、竹下謙委員、牛場まり子委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 西浦昌宏

人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 松本忠 人材政策室主査 伊藤光司

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 堀内英樹

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室副室長 山口勉

スポーツ振興室主幹 岡芳正

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第69号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第70号 審査請求事案の処理について(その1)	原案可決
議案第71号 審査請求事案の処理について(その2)	原案可決
議案第72号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第73号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第74号 平成22年度三重県一般会計補正予算(第12号)について	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について
報告2 「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」中間案にかかるパブリックコメントの結果概要について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成23年2月2日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

竹下委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第70号、議案第71号が個人情報のため、議案第72号が人事案件のため、議案第74号が県議会提案前のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第69号、議案第73号を審議し、報告1、報告2の後、非公開の議案第74号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号の順とすることを確認する。

・**審議内容**

**議案第69号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（人材政策室長説明）

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年2月17日提出 三重県教育委員会教育長。提案理由 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページですが、規則案という形にさせていただいてますが、今回の改定は様式の改正が多く、少し通常とは違うスタイルの規則案になっております。2ページ以降は規則の改正案で7ページまでございます。9ページをご覧ください。今回のこの規則を改正する理由ですが、教員の免許につきまして、平成21年4月から全国統一の教員免許管理システムが導入されており、本県もそれによってほとんどの処理をしているところです。実は臨時免許状と特別免許状については、このシステムによらずやっていたんですが、平成23年4月からはこのシステムを活用して授与等をしていくこととするために、規定を整備するというものです。

2番の改正内容としましては、このシステムを活用することにより様式が変更となるため、規定を整備するということとあわせて、その他規定を整備させていただきたいと考えております。平成23年の4月1日の施行としております。

11ページをご覧ください。様式の改正ということで少し見にくいですが、右のほうが現行で、左が改正案です。これは教育職員検定申請書ということで、一番下のところ、アンダーラインを改正の部分に引いていますが、右のほうの助教諭臨時免許状に対して、左の改正案は助教諭免許状と変わってございます。実は右のほうの助教諭臨時免許状というの、この免許法上はあえて「臨時」というのを入れる必然性はないので、全国統一のシステムにおきましては、助教諭免許状という形での申請書になる改正でございます。

12ページは以下に該当しないということを申請者から宣誓書という形で出させていただくものですが、これにつきましては、現行、既に行っている部分について、3のところですが、第2号または第3号を整備しようとするものです。

それから13ページも、先ほどと同じような形で、これは免許状の申請理由書の1番のところですが、助教諭臨時免許状を同様に助教諭免許状と改正するものです。

それから、14ページにつきましては、免許状の授与の様式ですが、現行が横書きのものを、統一様式ということで左のように縦書きにするというものです。

それから、15ページは特別免許状の様式ですが、現行横書きを縦書きにするというものです。

最後のページですが、これも特別免許状ですが、現行の一番下を見ていただきますと、有効期間の満了日と書いてございます。これは免許更新制以降の平成21年4月以降に初めて免許状を交付するものについてはこの様式を使うということで、様式15、16をその状況に応じて使い分けるということで、これについても縦書きにするというものです。これについて平成23年4月1日から施行させていただきたいと考えています。改正規則の附則にもありますが、既に今の規則で作成されている、8ページですが、用紙は当分の間、必要な調整をして使用することができるという意味をそこで一言入れております。以上でございます。

【質疑】

丹保委員

言葉の意味の問題であまり聞かないところもありますので説明をお願いしたいんですが、宣誓書のところですが、成年被後見人、これはよく聞きますが、被保佐人というのはどういう意味かということと、もう1

つは、3番の2号又は3号とありますが、これが1つ増えているのはなぜか。この2ヶ所を説明をお願いします。

人材政策室副室長

被保佐人は手元に今資料がありませんので、後ほど調べさせていただきます。

条項が増えていた部分につきましては、教員職員免許法に、かつては上限として懲戒免職にあたるものについては、失効、あるいは取り上げという定めがございました。法の改正に伴い、行政処分の中の分限免職にあたるものについても、免許が失効、あるいは取り上げということが新たに条項として付け加わりましたので、その分について宣誓書に追加しているということになります。被保佐人については調べて、分かり次第、報告させていただきます。

丹保委員

お願いします。

牛場委員

様式の統一というのは、いいことですよね。統一するということは。

竹下委員

助教諭というのは何ですか。

人材政策室副室長

職名ですが、基本的に正規の教職員免許状で教える方は教諭になります。臨時免許状で教えられる方が基本的に助教諭という職名になります。

竹下委員

講師をやっている方々は講師でしょう。助教諭じゃないんでしょう。

人材政策室副室長

講師の方も基本的には正規の免許状をお持ちの方を採用しています。

竹下委員

そうですか。持っていない人が助教諭。そういう人が現実にいるんですか。

人材政策室副室長

数は少ないですけどみえます。諸般の事情で養護教諭の免許をお持ちでない方で養護助教諭という場合は、やむを得ず臨免ということもあります。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

#### ・審議内容

##### 議案第73号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年2月17日提出 三重県教育委員会教育長。提案理由 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。改正する内容はごく簡単でございます。これまで一般に臨時職員といわれるものでございますが、働いていただきますと賃金の支払いを翌月の10日に払うことになっておりました。もちろん休日等ございますと、それに伴うずれはございます。これを基本的に21日に改めるというものでございます。

背景といたしましては、今年度から総務事務というのが導入をされております。各学校で審査というよりも、むしろ総務部の総務事務のほうで審査をするということの中で、これまでよりも2日ほど日程がかかってしまうということとか、誤りがあったときの確認というのがこれまで同じ部局でしたが、いろいろ手間がかかるとかいろいろなことがございまして、10日払いが非常に困難な状態がございまして、特に12月分の賃金の1月払いとか、4月分の5月払いというのが休日が多いものですから、これまででもほうほうの体で払ってきたということがございまして、いよいよ今年度の12月につきましては、物理的にどうしても10日には払えない。今年の場合には特に1月7日に払わなければならない休日の具合がございまして、これは機械の問題というよりも、もう物理的な問題もございまして、抜本的な手直しというのが迫られておるところでございます。

それで、平成23年度からは、21日に改めたいということでお諮り申し上げております。知事部局ではもう10年ほど前から、同じような身分の方も21日に正規の職員とあわせて規定をされているところの中、

学校は残ってきたという経緯もございます。改正を今回お願いをいたします2条第4項といたしますのは、学校医とか歯科医、それから薬剤師ですね、そういった方は半期ごとのお支払いになりますので、半期過ぎたところの翌月の10日ということでございましたが、これを21日。それから、3条2項といたしますのが非常勤講師、非常勤助手、その他それに準ずる者ということでお支払いしてきましたが、この方々を21日ということでお願いをするものでございます。

ただ、一挙に21日というと生活も当然でございますので、経過措置としまして、平成23年の4月分につきましては、5月16日という真ん中をとった形、それから、5月分につきましては6月21日ということで、1回だけ階段を踏んだ形での支給にさせていただいて、その後21日で統一をさせていただきたいと考えています。

それと、3ページを見ていただきますと、休日を加えるとなっております。これまで10日払いまでのこととございますと、その間に祝日を挟むということが想定されませんでしたので入っておりませんでした。今回21日となりますと、海の日とかいろいろ間に祝日を挟むということもございまして、その休日を加えさせてもらったということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

丹保委員

祝日の説明をちょっと分かりやすくしていただきたい。

福利・給与室長

こちらの今、規則で定めております休日の考え方は、国民の祝日に関する法律に定める休日と、それから県で定めております勤務時間条例の中の休日、これは御用始め、御用納めのこの6日間というもので休日というのをここに定めておるといことがございます。ですので、改めて休日を加えることで、国民の祝日に定めるこの祝日というものを意識してここへ入れておかないと、先ほど申し上げたような形で、ちょっとずらすことができないようになってしまうということになると。

丹保委員

いや、その日に最も近い休日とありますよね、そうすると祝日でも支払いするということ。

福利・給与室長

申し訳ございません。祝日にはもちろんお支払いができないということでございます。金融機関のこともございますので。それで休日がありますと、その近い前のところへできるだけ平日にお支払いするということが今はなっております。ですので、祝日がある限り、手前へ上っていくというやり方になるわけでございます。

教育長

ひっかかってくるのは、海の日とか春分の日とかその辺のところですね。今年の例えば3月やと18日になりますよね。一番繰り上がって。

福利・給与室長

要は金融機関がやっているときにしかお支払いできないものですから。そこへまで上っていただきたいということです。

委員長

さかのぼって支払いをするという内容と。

丹保委員

だから、それが読みにくいって言うてるわけです。その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その目前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給するというのがすごく分かりにくい表現ですね。これさっと読んでぱっと分かる人あまりいないんじゃない。なんとなく銀行が開いてないからかと思うんですけど、なんとなくじゃ本当はいけないんですね、こういう文章って。できればもっといいほうがいいと思いますけど、あえてそれ以上のことは言いませんけど、という気がします。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

#### ・審議内容

##### 報告1 三重県立学校職員の採用選考試験結果について（公開）

（人材政策室長説明）

三重県立学校職員の採用選考試験結果について、別紙のとおり報告する。平成23年2月17日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1ページをご覧ください。三重県立学校職員の採用選考試験結果についてでございます。夏に統一して実

施しました教員の選考試験以外のもの3種類についてご報告申し上げます。1点目ですが、三重県立学校家庭科(製菓)教員採用選考試験です。平成22年11月27日に試験を実施しまして、筆答試験、小論文、適性検査、面接を行い、申込者は1名、受験者1名で、合格者1名を決定しました。この試験につきましては、平成22年10月21日の教育委員会でも報告いたしましたが、伊賀白鳳高校のフードシステム科のパティシエコースの担当教員として募集し、1名の者につきまして、男性の方で合格決定をさせていただいたところです。申込資格として製菓衛生士の資格を持ち、民間で5年以上の製菓の実務経験を有する者ということで実施しました。

合格した方は、製菓の専門学校を卒業した後に、洋菓子店あるいはプリンスホテルにおいて製菓を担当しておりまして、14年ほどそこで勤務をして、その後に京都、大阪の専門学校で学生に対して教える立場で指導にあっていたという経歴を有する方ということで、面接等を経て合格決定をさせていただいたところです。

2点目ですが、三重県立学校実習助手採用選考試験でございます。1月8日に筆答試験、小論文、適性検査、面接試験を実施しました。(2)の一般選考という部分でいくつか種類があるわけですが、高等学校に配置する家庭の実習助手につきましては2名の合格、農業につきましては4名の合格、工業(機械系)につきましては1名の合格。ただ、次の電子・電気・情報系につきましては、残念ながらいろんな手段で周知しましたが、申込者がなかったという状況でございます。土木系、デザイン系についてはそれぞれ1名の合格。商業については、多数申込がありました中で2名の合格。水産(機関)につきましては、1名の合格。特別支援学校の自立活動の実習助手につきましては2名の合格ということで、合計14名の合格者を決定させていただいたところです。

この試験につきましても障がい者を対象とした特別選考という枠を設けたのですが、申込はございませんでした。

最後の3点目は、三重県職員(船舶通信士)採用選考試験ということですが、同じく1月8日に教養試験、作文試験、人物試験、適性検査ということで、この試験そのものは人事委員会で実施していただきました。受験者が1名あったのですが、残念ながら合格できなかったということでございます。この船舶通信士は水産高校の実習船の船舶通信業務にあたるということで、正規職員を採用できませんでしたので、臨時的な対応でさせていただきたいと考えております。以上でございます。

#### 【質疑】

竹下委員

1番の人は先ほど説明のあった特別教諭に任命されるんですか。その手続きがあるということですね。

人材政策室長

もう既に終わっていますが、審査会というのを別途設けて、その認定について、特別免許という形でこちらでそれを受けて検定し、免許を発行して、4月から教壇に立っていただくということでございます。

竹下委員

2番目は、この人たちは教諭の資格は必要なんですか、必要ないんですか。

人材政策室長

募集上は教員免許を持っている者という形で募集をしてございます。

人材政策室副室長

基本的には教員免許状なんですけど、ただ、必ずしもということではなく、その専門にあたる該当の学部、あるいは学科の卒業生でも受験資格がございまして、自立活動はもちろんそういう特別支援教育の免許状、あるいはこの場合は、今回の方もそうなんですけど、理学療法士とか作業療法士の方も受験対象になっております。

竹下委員

高等学校のほうでは教員免許を持っているとすると、仮に先生よりも優秀な方が合格することもありうるわけですね。

副教育長

そのとおりです。可能性があるでしょう。

竹下委員

いろいろ問題が起こらないんですか、現実に。難しいところですね。

副教育長

同じ大卒で教員免許を持っていて、実習助手というのは授業はできません。そのあたりが非常にネックになっています。待遇も違う。40歳になると選考によって、経験年数も踏まえて教諭兼実習助手になれるわけなんですけど、そのときに部活動とか校務分掌が持てるようになります。ただ、担任はできないというような一定の制約がある職種でございまして、家庭から水産までございまして、本来、実験・実習等の準備とか教

諭を助けるという意味が非常に強いという色彩ですね。

竹下委員

そういう人を教諭に抜擢するというシステムはないわけですね。

副教育長

もう一度受け直してもらったらいいという、そういうことでございます。

竹下委員

生徒は敏感に察知してというか、こっちが優秀であれば、この人たちのほうが優秀だということは作用しますよね。

副教育長

いろいろ見方がございまして、実習助手が例えば 22、23 歳で採用されて、30 年ぐらい経つと 52 歳になってくると。そうすると、若い教員が採用された場合、経験年数からいくと実習助手のほうが非常にレベルが高い。そういうときは教諭が教えてもらうような立場になって、非常にまずいというような部分も出てくるわけです。そればかりではないもんですから、例えば、もう実習助手は高卒にしたらどうだというようなことを、議論は内部ではしており担当室では検討しているのですが、なかなかまだ検証までいってないという状況でございます。

竹下委員

3 番目のこの船舶通信士は必要だから募集したんでしょうから、また再募集するわけですか。もういないですか。

人材政策室長

当面は、先ほど申し上げましたが、臨時的な対応で有資格者を雇用していくんですが、当然定数上配置しておりますし、人数上、正規職員として必要な位置づけをしておりますので、また来年度、改めて募集したいと考えております。

竹下委員

当面は対応できるわけですか。いなくても。

人材政策室長

当面は臨時的な対応でさせていただきます。ずっとそのままというわけにはいきませんので、またいずれかの時期に募集したいとは思っています。

牛場委員

この工業の電子・電気・情報系ですが、申込者数がゼロというのは悲しいですね。もう少し学生から育成をしていくような方向でやってほしいですね。募集しても、企業でもやっぱりすごく少ないんですよ。だから、その辺もうちょっと育ててほしいですね。

丹保委員

そうすると、商業の受験者数が 17 人、合格者数が 2 人となっておりますけど、これはこれでやっていけるということですか。

人材政策室長

もともとそれぞれの教科、科目に応じて、欠員状況を踏まえて募集人数を決めておりますのでやっていきます。

丹保委員

分かりました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

## ・審議内容

### 報告 2 「第 7 次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案にかかるパブリックコメントの結果概要について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

「第 7 次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案にかかるパブリックコメントの結果概要について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 2 月 17 日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1 ページをご覧ください。なお、この中間案につきましては、昨年 11 月 24 日にこの定例会においてもご報告をさせていただいておりますが、その後、パブリックコメントを 1 にございますように 12 月 16 日から 1 ヶ月間行いましたところ、15 の個人・団体の方々から 43 件の意見をいただいております。内容につきましては、項目別意見数というところがございますが、特にやはり各論の部分の、子どもたちの元気づくり、地域の活力づくり、県民の夢づくりのところが多くを占めておったという状況でございます。対応状況でございますが、そのうちで最終案に反映するものが 7 件、一部反映するものが 2 件ということで、以下、既に

反映しているものということで対応をしてございます。

2ページをお願いします。意見の概要につきましては、先ほど申しましたように各論の部分が多くございましたので、そこにありますように、子どもたちの体力の向上に関すること、あるいは総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの推進に関すること、そして競技力の向上等がございました。意見の中身でございますが、子どもたちの元気づくりは、やはり子どもたちが自ら体を動かすことになる授業づくり、部活の充実、そして、地域につきましては総合型スポーツクラブの育成支援、県民の夢づくりや競技力の向上、スポーツ施設の整備ということでございます。こういったことにつきましては、別冊で資料が付いているかと思いますが、資料1に43件すべての意見の内容と事務局で準備をいたしました最終案への反映状況、考え方を一覧にまとめさせていただいております。全部を説明しておりますと相当な量になりますので、代表的なものだけ一つご紹介をさせていただきたいと思いますが、この資料1の3ページの6番をご覧ください。6番で意見といたしまして、「時には競争意識を持って運動をする場面を作るなど」授業の工夫・改善を推進しますと。社会に出れば競争が待っている。競技は競争する部分もあり、三重県の将来の競技力向上に役立つ。また、生徒にとっても、例えば自分が抜きん出ているが、自信を持てるものができることから、「」分を挿入してはどうか、というご意見をいただきました。

ここににつきましては、教育ビジョンとの整合も考えまして、資料2という1枚ペラのものが付いておるかと思うんですが新旧で一覧にまとめましたものでございますが、今の6の意見に対しましては、その資料2の一番上のところでございます。先ほどの「競う」ということでございますが、その資料2の一番上のところで旧中間案におきましては、その「競う」という言葉がございませんでしたが、新たにこのご意見を受けまして、修正ということで、その後です。「子どもたちにとって「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びや競う楽しさを味わえる「魅力ある授業づくりや」というふうに、こういったところに「競う」という言葉を反映させていただいております。この資料2につきましては、ご意見をいただいた後、修正や追記をしたものをまとめてあるということでございます。

もう一度もとの資料へ戻っていただきたいと思いますが、もとの資料の2ページの3番の(3)のところでございますが、中間案では記述のなかった次のことについて意見をいただいております。このところにつきましては、まず、この計画そのものの進捗管理をどうしていくのか。2つ目が国の動向等により修正が生じた場合はどう対応するのか。それから、スポーツ団体のガバナンスといったことについても記述する必要があるのではないか、といったご意見をいただいております。資料3の本冊をご覧ください。本冊中間案(修正版)というのがございますが、ここの30ページをお開きください。ここの30ページ第4章、計画の実現に向けてという章立てがございますが、ここにまずその頭のところでございますが、「また」以降、「また計画の実現を図るためには、取組の進捗状況や成果と課題を定期的に検証し、効果的かつ着実に実施していくことが必要です」と、ここで謳いながら、32ページを見てください。ここでは団体の透明性や公平性ということで、「スポーツ振興にあたっては、各競技団体や地域スポーツ団体等の各種スポーツ団体が、管理運営の透明性を高めるとともに、公平・公正な運営の確保をはかりながら、それぞれの役割を担っていくことが期待されます。」ということで、ガバナンスの面については、ここに追記をさせていただきました。

5番ですが、適切な進行管理ということでございますので、「計画の実現をはかるため、取組の進捗状況や成果と課題等について、三重県スポーツ振興審議会に毎年報告し意見を求めます。また、その結果を県教育委員会のホームページを通じて公表し、以降の取組に着実に反映させていきます。」2つ目でございますが、「社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、特段の事由が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。」というふうにご意見を賜りましたことについては、こういったことで追記をさせていただき対応をさせていただきたいと考えております。

以上のように意見をいただきながら追記ができるもの、そして、修正ができるもの等を整理をさせていただき、中間案の修正版ということで本日ご報告をさせていただいたところでございます。

なお、今後につきましては、この中間案に対するパブリックコメントの項目別回答を県のホームページ、教育委員会のホームページに掲載をして公にしたいと考えております。以上でございます。

#### 【質疑】

牛場委員

6番はいいことですね、競争意識を持ってというのは。私もこれ大賛成です。

竹下委員

先ほどの「競い」を取り入れると言った人に対して、この「4つの喜びや競う楽しさを味わえる」というので、向こうの意見を受け入れたかということが言えるのかな、という疑問があるんですが。あちらは競争をちゃんと意識して、1番、2番という順番は一応つけるような教育もしなさいと。あまり平等平等じゃいかんということを強調しているわけでしょ。これは競う楽しさというか、勝ったぞ、負けたぞという楽しさを味わわせるということを行っているんだけど、納得するかな、相手。

#### スポーツ振興室長

「競う」ということを大きくとらえますと、授業の中でのいわゆるチームで対抗して、勝ったぞ、負けたぞとか、あるいは、学校行事で運動会であるとか、そういったときの1番であったとか、2番であったとか。あるいは、そこでもチームで戦って勝った負けたという、そういったことを考えながら、そして、大きく言いますと、学校なんかですと部活動の中でも、やはり特に中学校なんかでは、そこで勝つことの大切さといったことを大きくとらえて、「競う楽しさ」というふうな表現にさせていただいたところでございますので。「競う」ということは大きく授業とか、それ以外のことも含めたとらえ方をというふうなことで考えさせていただいております。

#### 竹下委員

それから、最初の資料の振興計画の概要についての2ページのところでガバナンスというのがありましたね。スポーツ団体のガバナンスに対する期待というのはどういう意味なんでしょうか。私の理解ではスポーツ団体に任したらどうだというようなところがあるわけでしょう。それに対する回答になっているのかなという気がちょっとしたんですが、その辺も。

#### スポーツ振興室長

あくまでもここは期待をするという記述にさせていただいておりますのは、やはりこれはそれぞれの団体が自主的に取り組むべきことだというふうに我々としても考えておりますので、それぞれの団体にそういったことを期待をしていくということにさせていただきました。特に最近、我々のところにもたくさん入ってきますが、やはり選手の使い方でもとか、そういった小さいことから、いわゆる金銭がどうであるとか、役員がどうであるとか、そういったことたくさん入ってまいりますので、そういったことをやはりしっかりそれぞれの団体が自立して行って、より良いスポーツ団体であってほしいという期待を込めてここには記載をさせていただいたということになります。

#### 竹下委員

この当事者がどんなコメントをしたいとか、どういう意図かは明確ではないけども、こちらのガバナンスという意味が分らんですけどね、そののこっこの勝手な推測からいくと、それぞれ地域のスポーツ団体が、それぞれ子どもたちのスポーツという面でのいろんな育成を図ればいいと。そのときに県としては、公共団体としては、その辺をちゃんとチェックしなさいと、監督しなさいというような期待が含まれているんじゃないかと思うんですが、それはできないならできないでいいんですけどね。

#### スポーツ振興室長

直接、県としてそれぞれの団体に手を差し伸べるとか、指導をすることができないので、これはやはりそれぞれの団体が自主的に取り組むべきことと。自主的に取り組むべきところについての支援はできると思うんですが、特に自主・自立をお願いをしたいという、そういう気持ちです。

#### 竹下委員

そういう期待されますというところからは、それが理解できるんだけども、その辺の説明がコメントした人に対しては、かなり必要ではないかという気がしますけどね。三重県としては、そんないろいろ干渉することはできないんだというような説明も必要じゃないかと思うんですけど、それは私の意見です。

#### 教育長

長い目で見れば、適切なガバナンスやっていく団体になっていくでしょうね。独善的な運営とか課題があれば、やはり人も集まらないし、そういうところでこういう表現で。ただ、手を突っ込むわけにはいかないので、期待するに。

#### 丹保委員

資料1のパブリックコメントの11ページのところに競技選手の流出の問題がありますけども、やっぱりこういうことはかなりあるんですか、実態として。

#### スポーツ振興室長

実態としてかなりあるかどうかはあれですが、毎年数名は県外へ出て行つという状況があります。特に中学生から高校へ上がるときに流れている。あるいは、小学生から中学校へ上がるときも少数ではありますが、あるとは聞いております。

#### 丹保委員

有名なところでは、青森の愛ちゃんとか、ああいうのありますよね。ああいうところと競争はできないよね。正直言ってね。ということは、この人はどういうことを言いたいのかな。もうちょっとがんばれば残るという意味ですかね、その辺のところ。

#### スポーツ振興室長

実は、平成21年度が非常に国体の成績が悪かったものですから、平成22年度も国体のプロジェクトを外部の方を入れて会議を進めてきましたが、その中でも、やはり県外流出ということは話題には上がります。その中でもいろいろ意見があったわけなんですけど、県外流出を止める何か特効薬的なことがあるのかという

と、なかなかこれは難しいであろうと。なら、どうするんだという議論の中で、サッカーであるとか陸上であるとか、いろんな競技団体があるわけですが、そういった競技団体が一丸となって本県の競技団体そのものの競技力の向上とか、あるいは底辺の拡大、普及に取り組むようなしなやかをしていくことが大事なんではないかと。よくそれぞれの競技団体では普及担当者とかいう、強化担当者という担当を置いてそれぞれがんばっていただいておりますが、それは担当だけじゃなくて、連盟とか協会を挙げてしっかりしためざすものを持ってやると。そういったところは県内でもうまくいっている例がたくさんありますので、そういった考え方を持つことが大事ではないかということが議論されておりましたので、実は今も競技団体といろいろヒアリングを我々もしているんですが、そういった中でも、ぜひそういう取組をしてほしいという働きかけはしている状況でございますので、なかなか特効薬的なものはないと。青森山田のように全国からでも人を集めてという学校が三重県にありませんので、そういった意味では県全体として、あるいは競技団体がしっかり取組をしていくような姿をつくっていきたくて考えてはおります。

竹下委員

私はこの文章を見てて思ったのは、青森山田のようなことを考えているのではなくて、三重県の中でも、例えば四日市中央工業が今は知りませんが、昔はサッカーのものすごい監督がいたとか、松阪の商業高校がバレーボールでそういう監督がいたとか、あっちこっちで有名な指導者がいて、その指導者がいると、その選手がものすごく強くなっていくというようなことも聞いていますが、そういうことを目指してるんじゃないんです。例えばある有名なとか、ものすごくいい指導者がいるという場合には、あるいは発掘して、その人をどこかに張りつけてあまり動かさずに、そこにずっとおってもらって、そこを強化していくとか、あるいはその先生が指導しやすいような態勢を整えていくと。そんなふうなことができないのかということじゃないかと思うんですが、先生を張りつけるというようなことはどうなんですか。

スポーツ振興室長

現状は張りつけて何年ということは非常に申し上げにくいことではあるんですが、その学校の特性に応じて、校長のマネジメントの中でしっかりとそれぞれの学校で取り組んでいただいていると思いますし、今後ともそうやってしていただきたいと我々としても考えているところであるわけです。

また、いろいろと先ほども申しましたように競技団体が戦略的にというのは、今の指導者だけじゃなくて、次それに続く指導者を育成していくということも大事ですので、10年先、15年先を見据えた考えた方を持っていただきたいと思って、現在もそれぞれの団体とは我々も対応しているところであります。

社会教育・スポーツ分野総括室長

つけ加えさせていただくと、今回、パブリックコメントをいただいた意見の趣旨が、指導者の問題についても当然その認識はあるんですが、それよりも施設整備といいますが、その必要性をこの方は意見として言われています。指定強化の整備とかですね。今室長も申し上げましたが、そういった取り巻く環境もありますが、調査・研究という形で計画の中には挙げさせていただいております。

- 全委員が本報告を了承する。 -

#### ・審議内容

**議案第74号 平成22年度三重県一般会計補正予算(第12号)について(非公開)**

予算経理室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

**議案第70号 審査請求事案の処理について(その1)(秘密会)**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

**議案第71号 審査請求事案の処理について(その2)(秘密会)**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議内容

**議案第72号 職員の人事異動(市町立小中学校)について(秘密会)**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。